

○日本育英会第二種奨学金業務実施規程

平成11年6月7日

達第982号

改正 平成11年9月21日達第988号

平成12年3月31日達第998号

平成13年3月30日達第1015号

平成14年4月24日達第1035号

平成14年9月30日達第1048号

平成15年3月31日達第1070号

平成16年4月1日規程第16号

平成19年11月13日規程第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 日本育英会業務方法書(昭和59年8月7日文科大臣認可。以下「業務方法書」という。)第3条第1項に規定する第二種奨学生(以下「奨学生」という。)の選考、採用、補導及び奨学金の返還業務の実施方法については、業務方法書、奨学生の選考及び採用に関する規程(昭和59年8月21日達第761号。以下「選考採用規程」という。)、日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号)及びこの規程の定めるところによる。

(きぼう21プラン奨学金の貸与を受ける者の資格)

第2条 業務方法書第3条第1項に規定する第二種奨学金(以下「きぼう21プラン奨学金」という。)の貸与を受けることができる者は、高等専門学校(第4学年及び第5学年(専攻科を含む。以下同じ。))に限る。)、大学(業務方法書附則第5項に規定する学校等を含む。以下同じ。)、大学院又は専修学校の専門課程(業務方法書第2条に規定するものに限る。以下同じ。)の学生又は生徒であつて、選考採用規程の規定に基づき、奨学生として適格であると認定されたものでなければならない。

2 主たる家計支持者(父母又はこれに代わつて家計を支えている者をいう。)の失職、事故、病気等又は火災、風水害等の災害等により、家計が急変し、修学が困難になつた者が希望するときは、きぼう21プラン奨学金の貸与を受けることができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、家計急変の事情により経済的困難が継続すると見込まれ、学力及び家計を総合的に判断して、緊急に奨学金の貸与が必要と認定されたものでなければならない。

(奨学金の併用貸与)

第3条 前条に規定する学生又は生徒であつて、その者が希望する場合は、きぼう21プラン奨学金に併せて業務方法書第3条第1項に規定する第一種奨学金(以下「第一種奨学金」という。)の貸与(以下「併用貸与」という。)を受けることができる。

2 前項の併用貸与を受けることができる者は、選考採用規程の規定に基づき、併用貸与の奨学生として適格であると認定されたものでなければならない。

(奨学生の選考及び認定)

第4条 前2条に規定する認定は、きぼう21プラン奨学金の貸与を受けようとする者(以下「申込者」という。)が現に在学し若しくは卒業し又は入学を内定した学校の長が推薦し、又は選考のうえ適当と認めたものについて日本育英会(以下「本会」という。)会長(以下「会長」という。)が行う。

(きぼう21プラン奨学金の月額及び利率)

第5条 きぼう21プラン奨学金の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者についてそれぞれ当該各号に定める額のうち奨学生が選択する額とし、その利率は年3パーセント(日本育英会法第32条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本育英会債券(以下「債券」という。)の利率を別表の算式により加重平均した利率が年3パーセント未満の場合にあつては、当該利率とする。次項の表の利率(パーセント)の欄に掲げる算式及び第3項の利率(パーセント)の算式中「3」について同じ。)とする。

- (1) 大学 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円
- (2) 大学院 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円
- (3) 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。) 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円
- (4) 専修学校(専門課程に限る。) 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円

2 私立の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学する者に対するきぼう21プラン奨学金は、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の左欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の右欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率(パーセント)
医学又は歯学を履修する課程	140,000円	$(A \times 3 + (B - A) \times 1.8) / B$
薬学又は獣医学を履修する課程	120,000円	
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。		
A 前項の規定による貸与額及び100,000円にこの表の中欄に定める月額の貸与期間を乗じて得た額の合計額		
B 貸与総額		

3 大学、大学院、又は専修学校の専門課程に入学した月に貸与されるきぼう21プラン奨学金の月額については、前2項の規定にかかわらず、第1項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる額に、それぞれ300,000円を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率 (パーセント)} = (C \times 3 + (D - C) \times 1.8) \div D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C 第1項の規定による貸与額と前項の表の中欄に定める月額 of 貸与期間を100,000円に乗じて得た額との合計額

D 貸与総額

(併用貸与におけるきぼう21プラン奨学金の月額及び利率)

第6条 第3条に規定する併用貸与におけるきぼう21プラン奨学金の月額及び利率については、前条の例による。

(きぼう21プラン奨学金に係る利息の特例)

第7条 きぼう21プラン奨学金は、前2条の規定にかかわらず、その貸与を受けている間及び第25条の規定によりその返還の期限を猶予されている間は無利息とする。

第2章 奨学生の採用及びきぼう21プラン奨学金の交付

(きぼう21プラン奨学金の申込み及び推薦等)

第8条 申込者は、所定の奨学金申込書、連帯保証人と連署のうえの確認書その他会長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出するものとする。

2 申込者で現に学校に在学していないものの申込書類は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出するものとする。ただし、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者又は同条第2項に規定する資格検定科目合格者の申込書類は、本会支部長に提出するものとする。

3 大学院におけるきぼう21プラン奨学金の貸与を大学院に入学前に希望する者の申込書類は、第1項の規定にかかわらず、その者の入学を内定した大学院を置く大学の学長に提出するものとする。

4 前3項に規定する申込書類のうち、確認書の提出については、第9条第2項に規定するものを除くものとする。

5 第1項から第3項において、所定の奨学金申込書を当該学校の長又は本会支部長に提出させることに代えて、インターネットを通じて、所定の事項を本会に送信することにより本会の電子計算機に備えられたファイルに記録させることとすることができる。この場合（第2項ただし書に該当する場合を除く。）において、本会は、当該記録を当該学校の長に提供するものとする。

6 第1項から第3項の規定により申込書類（第5項の規定により本会から提供された記録（以下「受領記録」という。）を含む。以下「受領申込書類」という。）を受取つた学校の長は、受領申込書類に学業成績等必要事項を記入（受領記録にあつては記録）し、第2条に規定する奨学生としての資格について、次の区分より審査のうえ、受領申込書類のうち会長の定めるものを本会（第2号に規定するものについては、本会支部）に提出（受領記録にあつては、インターネットを通じて本会に送信する方法により本会の電子計算機に備えられたファイルに記録）するものとする。

- (1) 高等専門学校第4学年に進級したとききぼう21プラン奨学金の貸与を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長が推薦するもの
 - (2) 大学又は専修学校の専門課程に入学したとききぼう21プラン奨学金の貸与を受けようとする高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程の生徒又は高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者で当該学校の校長が推薦するもの
 - (3) 大学院に入学したとききぼう21プラン奨学金の貸与を希望する者で、入学を内定した大学院を置く大学の学長が選考し適当と認めたもの
 - (4) 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、在学学校長が選考し適当と認めたもの
- 7 連帯保証人は、申込者が未成年者の場合はその保護者（民法（明治31年法律第9号）第818条又は第838条に規定する親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）、成年者の場合は父母、兄弟姉妹（未成年者を除く。）又はこれに代わる者でなければならない。

（奨学生の採用）

第9条 本会は、前条の規定により提出された受領申込書類について、第4条の規定に基づき、貸与を行う者を認定し、奨学生の採用又は奨学生採用候補者を決定する。ただし、前条第2項のただし書及び第6項第2号に係るものについては、あらかじめ本会支部の奨学生選考委員会の議を経るものとする。

2 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。ただし、前条第5項の方法をとつた申込者については、入学を証する所定の進学届を提出させることに代えて、インターネットを通じて、所定の事項を本会に送信することにより本会の電子計算機に備えられたファイルに記録させることとする。

3 本会は、奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て、奨学生証を交付する。

（きぼう21プラン奨学金の貸与の期間）

第10条 きぼう21プラン奨学金を貸与する期間は、本会が奨学生に採用を決定したときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。ただし、申込者の希望により、採用を決定した年度の4月分まで遡つて貸与することができる。

2 奨学生が希望し、在学学校長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、1年以内の範囲内で、その期間を延長することができる。

（きぼう21プラン奨学金の交付）

第11条 きぼう21プラン奨学金は、毎月当月分を交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預金口座に振込む方法により行うものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、在学

学校長に委託して交付することができる。

- 3 本会は、毎年度1回、きぼう21プラン奨学金の貸与済額等を記載した貸与額通知書を、在学学校長を経て、奨学生に交付するものとする。

(適格認定)

第12条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等（以下「適格認定」という。）を行うものとする。

- 2 奨学生は、毎年度1回、きぼう21プラン奨学金継続願（以下「奨学金継続願」という。）を在学学校長に提出しなければならない。
- 3 在学学校長は、前項の奨学金継続願を提出した奨学生について、会長が別に定める適格認定の基準（以下「適格基準」という。）に基づき適格認定を行い、本会に報告するものとする。
- 4 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

(奨学生の異動の届出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、編入学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の2又は第82条の10に規定する短期大学又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後の大学への編入学をいう。以下同じ。）、転学部、留学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 奨学生本人の氏名又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(第一種奨学金の申込み)

第14条 奨学生は、第3条に規定する場合のほか第一種奨学金の貸与の申込みをすることができる。

- 2 前項の場合において、奨学生が業務方法書第3条第1項に規定する第一種奨学生（以下「第一種奨学生」という。）に採用されたときは、奨学生を辞退したものとみなす。

(奨学生が異動した場合等のきぼう21プラン奨学金の取扱い)

第15条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、きぼう21プラン奨学金を休止（休学等の事由により、きぼう21プラン奨学金の交付を中断することをいう。以下同じ。）する。

- 2 奨学生が転学又は編入学した場合において、転出した学校（編入学の場合を除く。）及び転入又は編入学した学校の長が適当と認めるときは、きぼう21プラン奨学金の貸与を継続するものとする。
- 3 奨学生が転学部した場合において、在学学校長が適当と認めるときは、きぼう21プラン奨学金の貸与を継続するものとする。

4 奨学生が留学した場合において、単位互換制によるもの又は奨学生が留学前に在学している学校の長が教育上有益と認めるときは、きぼう21プラン奨学金の貸与を継続するものとする。ただし、短期留学推進制度その他会長がこれらに準ずると認める制度による留学については、きぼう21プラン奨学金を休止する。

5 奨学生が退学したときは、奨学生としての資格を失う。

6 奨学生が次の各号の一に該当するときは、きぼう21プラン奨学金を停止（停学処分を受けたときその他補導上の必要から、きぼう21プラン奨学金の交付を中断することをいう。以下同じ。）し又は貸与期間を短縮し若しくは適格基準に基づききぼう21プラン奨学金の貸与継続を認めつつ、学修成績の向上に努めるよう警告又は激励することがある。

(1) 第12条に規定する適格認定において、学修又は性行等の状況により、補導上必要があると認められるとき。

(2) 第13条第2号に該当するとき。

(きぼう21プラン奨学金の復活)

第16条 前条第1項、第4項ただし書又は第6項の規定によりきぼう21プラン奨学金を休止又は停止された奨学生が、その事由が止み、在学学校長を経て願出たときは、きぼう21プラン奨学金を復活（中断していたきぼう21プラン奨学金の交付を再開することをいう。）することがある。ただし、休止又は停止されたときから2年（大学院の奨学生の休止にあつては、本会が特に必要と認めたときは3年）を経過したときはこの限りでない。

(奨学生資格の廃止)

第17条 奨学生が、次の各号の一に該当し、在学学校長が認めるときは、奨学生の資格を失なわせるものとする。

(1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。

(2) 学修成績又は性行が不良となつたとき。

(3) きぼう21プラン奨学金を必要としなくなつたとき。

(4) 所定の期限内に第8条及び第9条第2項に規定する確認書又は第12条第2項に規定する奨学金継続願を提出しなかつたとき。

(5) 受領申込書類に記入（受領記録にあつては記録）すべきことを故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき。

(6) その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

(奨学生資格の辞退)

第18条 奨学生は、在学学校長を経て、いつでも奨学生資格を辞退することができる。

(返還誓約書の提出)

第19条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、在学中に貸与を受けたきぼう21プラン奨学金の全額について、連帯保証人、保証人及び奨学生が未成年者の場合はその保護者と連署、押印（印鑑証明書を添付するものとする。）のうえ、返還誓約書及び連帯保証人の収入に関する証明書を在学学校長又は在学した学校の長を経て直

ちに提出しなければならない。

(1) 卒業し又はきぼう21プラン奨学金の貸与期間が満了するとき。

(2) 第17条又は前条の規定により、奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であつて、原則として、奨学生であつた者の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

3 第1項に規定する返還誓約書の提出をしなかつたときは、第20条及び第21条の規定にかかわらず、返還未済額の全部の返還等機構が指定する方法により返還させるものとする。

4 第1項に規定する返還誓約書を提出する際は、住民票の写し（奨学金の貸与を受ける者の資格に関する施行細則（平成14年9月30日達第1049号）第2条に定める者については、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項に基づく登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）及び次条第1項に定める自動引き落としのため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを添付しなければならない。

第3章 きぼう21プラン奨学金の返還

（返還の期限等）

第20条 奨学生が前条第1項各号の一に該当するときは、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に貸与を受けたきぼう21プラン奨学金を返還するものとし、その返還は、原則として、月賦又は月賦・半年賦併用の割賦とし、本会が指定する金融機関（郵便局を含む。）の預貯金口座からの自動引き落としの方法によるものとする。

2 前項の返還は、元利均等の方法（この場合における利息は、奨学生として貸与を受けたきぼう21プラン奨学金に係る利率が同率であるものごとに当該奨学金の額を合計して当該利率により算出した額の合計額を、貸与総額で除して得られる利率によつて算出するものとする。）によるものとし、月賦・半年賦併用の割賦による場合は、月賦返還、半年賦返還ともそれぞれ貸与総額の2分の1に相当する額（その額に端数が生じたときは、月賦返還額で調整する。）を返還するものとする。

3 きぼう21プラン奨学金の貸与を受け、その返還義務を有する者（以下「返還者」という。）が、割賦金の返還を怠つたと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、本会が指定する日までに返還未済額（返還期限未到来分の利息を除く返還残額の全部をいう。以下同じ。）を返還させることができる。

4 前項の割賦金は、割賦元金（元利均等返還による割賦額のうち元金部分をいう。以下同じ。）、利息及び第23条に規定する返還据置期間の利息（以下「据置期間利息」という。）の合計額をいう（以下同じ。）。

（割賦金の算出）

第21条 割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は、特別の事由がある場合を除き、次表の左欄に掲げる区分により貸与を受けたきぼう21プラン奨学金の額を、それぞれ同表の右欄に定める基礎額で除して得られる数（1未満の端数は切り捨てる。）

に、月賦返還の場合は12を、半年賦返還の場合は2を乗じて得られる返還回数に応じて、別に定める定率を貸与額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし、割賦元金に端数が生じたときは、最終回の割賦金で調整するものとする。

貸与を受けたきぼう21プラン奨学金の額	基礎額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超え900,000円以下	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下	170,000円
3,400,000円超	総額の20分の1

2 前項の利息は、月単位（利率を年利率の12分の1で計算した利息をいう。）で計算するものとする。この場合において、1月未満の期間については、その日数に応じ、日割り（利率を年利率の365分の1で計算した利息をいう。）により計算するものとする。

3 きぼう21プラン奨学金等の貸与が次の各号の一に該当するときは、それぞれの割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額の算出に当たっては、貸与を受けたそれぞれの奨学金の合計額を、第1項に規定する貸与を受けたきぼう21プラン奨学金の額とみなして、同項の規定を準用することができる。

(1) 第3条の規定により、きぼう21プラン奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けたとき。

(2) 2以上の貸与契約によりきぼう21プラン奨学金の貸与を受けたとき。

(3) 第1号に規定する場合を除き、2以上の貸与契約によりきぼう21プラン奨学金及び第一種奨学金の貸与を受けたとき。

4 奨学生又は返還者が死亡したとき若しくは特に必要があると認められるときは、前条又は第1項若しくは前項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

(返還方法の指定)

第22条 返還者が、第19条に規定する返還誓約書又は第20条第1項に規定する金融機関の預貯金口座からの自動引き落としに係る届出をしなかつたときは、第20条及び

前条の規定にかかわらず、本会が指定する方法により返還させるものとする。

(据置期間利息の徴収方法)

第23条 きぼう21プラン奨学金を返還する場合において、月賦返還にあつては貸与終了月の翌月から初回返還期日の前月の27日までの期間、半年賦返還にあつては貸与終了月の翌月から初回返還期日の6月前の月の27日までの期間の据置期間利息は、初回返還期日から最終回返還期日までの返還で均等に分割して徴するものとし、それぞれ据置期間利息を返還回数で除して得た額（端数があるときは、初回又は最終回返還期日の割賦金で調整するものとする。）を各割賦金に含めるものとする。

(繰上返還)

第24条 きぼう21プラン奨学金の繰上返還は、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 初回返還期日までの期間内又は割賦方法に応じて、月賦返還にあつては返還期日前1月未満、半年賦返還にあつては返還期日前6月未満の期間内（次号において「返還期日前の期間内」という。）に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは、それぞれ当該返還期日に返還したものとみなし、次回以後の割賦金の返還期日を繰上げないものとする。

(2) 直近の返還期日の後に到来する返還期日以後に係る割賦金を返還期日前の期間内に返還したときは、直近の返還期日に返還したものとみなし、繰上返還した額が一返還期日に係る割賦元金及び据置期間利息の分割分の合計額（以下「割賦元金等」という。）に達するごとに次回以後の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。

(3) 前2号に規定する返還において、次回返還期日に係る割賦元金等に満たない端数の額があるときは、その端数の額を仮受金とし、割賦元金等の不足額の返還があつたとき、又は次に到来する返還期日に清算するものとする。

2 前項第2号に規定する繰上返還をした場合において、外国出張その他真に止むを得ない事由があるときは、願出により、返還期日の繰上を行わないことができる。この場合において、返還期日の繰上を行わない期間の利息は、繰上返還をするとき又は返還された割賦元金等の返還期日ごとに支払わなければならない。

3 第1項に規定する繰上返還をした場合において、その繰上返還により返還完了となつたときは、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該繰上返還における元金に係る利息は、当該返還の日の属する月分までとする。

(きぼう21プラン奨学金の返還猶予)

第25条 返還者が次の各号の一に該当するときは、願出により、きぼう21プラン奨学金の返還を猶予（以下「返還猶予」という。）することがある。

(1) 災害又は傷病により返還が困難となつたとき。

(2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（外国の学校で、これらの学校に準ずると会長が認めるものを含む。以下同じ。）に在学するとき。

- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真に止むを得ない事由により返還が著しく困難となつたとき。

2 前項各号の返還猶予期間は次のとおりとする。

- (1) 第2号又は第4号に該当するときは、その事由が継続する期間とする。
- (2) 第1号、第3号又は第5号に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは願出により重ねて1年ずつ返還猶予期間を延長することができる。ただし、第3号又は第5号の事由による返還猶予期間は、それらを通じて原則として5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第26条 返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

2 返還者が次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、奨学金返還猶予願の提出があつたものとみなす。

- (1) 第9条第2項に規定する進学届を提出した者
- (2) 第14条の規定により第一種奨学生に採用された者
- (3) 第31条第1項の規定による届出をした者

3 前条の規定により返還猶予をする場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。

(延滞金)

第27条 返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦元金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日)当たり10パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真に止むを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還の強制)

第28条 返還者又はその連帯保証人若しくは保証人(以下「返還者等」という。)が、割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

第29条 返還者等が返還未済額の請求を受け、かつ、本会の指定した日までに返還未済額の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 返還者等が本会の指定した日までに返還未済額の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額のうち据置期間利息及び返還期限到来分に係る利息を除く額について延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第27条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当順位)

第30条 返還者等からきぼう21プラン奨学金等の返還があつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより、割賦金に充当するものとする。

(1) 返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日が早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日が早く到来することとなるものから充当する。

(3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から順に充当する。

2 月賦・半年賦併用返還において、月賦返還の割賦金に合わせて半年賦返還の割賦金を返還するときに、返還金がこれらの合計額に満たないときは、月賦返還の割賦金から充当するものとする。

3 前2項の規定を適用する場合において、割賦金は、据置期間利息の分割分、利息、割賦元金の順に充当する（次項に規定する割賦金の充当順位について同じ。）。

4 割賦金のほかに延滞金又は督促費用を徴収する必要がある場合において、返還金がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、割賦金の順に充当する。

(返還者の届出)

第31条 返還者が高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に入学し、返還猶予を希望する場合は、在学証明書を添えて、直ちに届出なければならない。

2 返還者は、きぼう21プラン奨学金の返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届出なければならない。

3 返還者は、きぼう21プラン奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは、あらかじめ届出なければならない。

4 返還者は、その連帯保証人又は保証人を変更するとき又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があつたときは、直ちに届出なければならない。

(死亡の届出)

第32条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学学校長を経て、直ちに異動届を提出しなければならない。

2 返還者がきぼう21プラン奨学金の返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

3 第1項の異動届を提出する場合は、第19条の規定に準じて、返還誓約書を併せて提出しなければならない。

第4章 きぼう21プラン奨学金の返還免除

(死亡又は心身障害による返還免除)

第33条 奨学生又は返還者が、死亡したとき又は心身の障害により貸与を受けたきぼう21プラン奨学金を返還することができなくなつたと認められるときは、日本育英会奨学金返還免除規程（昭和59年8月29日達第763号）の規定により、そのきぼう21

プラン奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

第5章 補則

(実施細目)

第34条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成11年6月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成11年4月8日前に貸与を開始した第二種奨学金に係る貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年9月21日達第988号)

この規程は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月31日達第998号)

(施行期日)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月30日達第1015号)

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第5条第1項中「資金運用部資金」とあるのは、「財政融資資金」とする。

3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附 則 (平成14年4月24日達第1035号)

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約によるきぼう21プラン奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 9 月30日達第1048号）

- 1 この規程は，平成14年 9 月30日から施行する。ただし，第 5 条の改正規定及び別表の規定並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定は，平成15年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成15年 4 月 1 日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については，なお従前の例による。
- 3 平成15年 4 月 1 日前から引き続き大学，大学院，高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。専攻科を含む。）又は専修学校の専門課程（日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号）第 2 条第 1 項の表備考第 6 号に規定するものに限る。）に在学する者に係る平成15年 4 月 1 日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については，なお従前の例による。

附 則（平成15年 3 月31日達第1070号）

（施行期日）

この改正規程は，平成15年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日規程第16号）

（施行期日）

この規程は，平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第19号）抄

（施行期日等）

- 1 この規程は，平成19年11月13日から施行し，変更後の規定は平成20年 3 月31日に奨学金の貸与期間が終了する者から適用する。ただし，平成20年 3 月31日の貸与終了者については，貸与期間が満了した者に限る。

別表（第 5 条関係）

利率（パーセント）
$R = (R1 \times (A - B) + R2 \times B) / A$
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は，それぞれ次に定めるとおりとする。 R 当該月の第二種奨学金に係る利率 R1 当該月の第二種奨学金の交付の日において本会が日本育英会法第32条第1項の規定により財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数 R2 本会が日本育英会法第32条第1項の規定により発行した債券のうち当該月の第二種奨学金の交付に充てるものの利率に相当する数（当該月の第二種奨学金の交付に充てる債券の発行が2回以上あるときは，それぞれの債券の利率を，それぞれの債券の総額のうち当該第二種奨学金の交付に充てる額により加重平均した利率に相当する数） A 当該月の第二種奨学金の交付に充てる額

B 本会が日本育英会法第32条第1項の規定により発行した債券総額のうち当該月の第二種奨学金の交付に充てる額